



島根県報

令和元年10月25日（金）

第 5 0 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ ” ）	4

告 示**島根県告示第317号**

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第318号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
知夫村（次の図に示す部分に限る。）
 - (i) 次の森林については、主伐は、択伐による。
知夫村（次の図に示す部分に限る。）
 - (ii) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (iii) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
知夫村（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
知夫村（次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡知夫村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び知夫村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第319号

令和元年島根県告示第211号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を江津市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年10月25日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
江津市桜江町市山255-2	井上 武義
江津市桜江町市山880-6	山中 敬之
江津市桜江町今田493-5	湯浅 正徳
江津市桜江町今田500	山中 伸二
江津市桜江町後山389-3	逸本 セキコ
江津市桜江町後山1028-12	山崎 忠男
江津市桜江町後山1030	入江 玉市
江津市桜江町後山1307-8	渡利 武義
江津市桜江町後山1407、1412-2、1414、1417、1419-1、1423、1426-3	石津 重次郎
江津市桜江町後山1419、谷住郷3421-1	山崎 晏邦
江津市桜江町江尾518-5	井上 寿
江津市桜江町小田963-45	山本 正一
江津市桜江町小田985-35	元山 種俊
江津市桜江町小田985-39	佐々木 幸憲
江津市桜江町小田985-40	東 昭二
江津市桜江町川戸913-71	入江 光則
江津市桜江町川戸1186	小笠原 民平
江津市桜江町谷住郷1303、3739-2	岡本 芳松
江津市桜江町谷住郷2964-1	森岡 時代
江津市桜江町谷住郷2964-21	森岡 時代
江津市桜江町谷住郷2966	旭 卯三郎
江津市桜江町谷住郷3158-8	本山 一男
江津市桜江町谷住郷3160-1、3160-2	三原 俊夫
江津市桜江町谷住郷3854から3856まで、3854-1	早弓 阿月

江津市桜江町谷住郷3856-1	早弓 太
江津市桜江町谷住郷3862-1、3862-2、3862-5、3863、3864	平田 登
江津市桜江町谷住郷3865-3	和田 隆司
江津市桜江町谷住郷3902-1、3902-2、3902-7	松島 明
江津市桜江町谷住郷3920	平田 琢郎
江津市桜江町谷住郷4308-4	渡辺 惣吉
江津市桜江町谷住郷4310-1	中村 昌雄
江津市桜江町谷住郷4310-2から4310-5まで	石田 マサ子
江津市桜江町谷住郷5349-5	中村 治市
江津市桜江町長谷773	渡辺 音藏
江津市桜江町長谷820-2、2641	野田 健二
江津市桜江町長谷1389-1、1389-2、1389-4、1389-6	湯浅 幸和
江津市桜江町長谷1859-4	湯浅 季弘
江津市桜江町長谷2055-4、2057、3084、3088、3089-2、3090、3095、3110	工村 佳孝
江津市桜江町長谷2215-1、2215-3、2983、3017	湯浅 薫
江津市桜江町長谷2472、2473-2、2474、2475、2476-3、2477-1、2477-2、2478-2、2478-3、2480、2482-1、2482-3、2483、2484	河根 カタ
江津市桜江町長谷2475、2478-2、2478-3、2480、2482-1、2482-3、2483、2484	河根 スイ
江津市桜江町長谷2476-2、2481-1、2481-2、2486	河根 松太郎
江津市桜江町長谷2482-2	小川 憲政
江津市桜江町長谷2482-2	賀戸 孫市
江津市桜江町長谷2482-2	重戸 堅作
江津市桜江町長谷2482-2	重戸 長太郎
江津市桜江町長谷2482-2	古川 寛
江津市桜江町長谷2482-2	山下 慶太郎
江津市桜江町長谷2482-2	山下 晴義
江津市桜江町長谷2482-2	湯浅 長太郎
江津市桜江町長谷2482-2	湯浅 藤太郎
江津市桜江町長谷2482-2	湯浅 熊美
江津市桜江町長谷2482-2	湯浅 政市
江津市桜江町長谷2482-2	湯浅 美佐子
江津市桜江町長谷2482-2	湯浅 升吉
江津市桜江町長谷2482-2	大石 松藏
江津市桜江町長谷2482-2、3017	松田 金太郎
江津市桜江町長谷2483	牛尾 常市
江津市桜江町長谷2488-1、2488-2	河根 松江
江津市桜江町長谷3017	別所 兼五郎
江津市桜江町長谷3017	山根 治平
江津市桜江町長谷3017	山根 豊太

江津市桜江町長谷3017	湯浅 舛治
江津市桜江町長谷3017	湯浅 杏三郎
江津市桜江町長谷3017	山根 権藏
江津市桜江町長谷3017	湯浅 陸太郎
江津市桜江町長谷3017	湯浅 国五郎
江津市桜江町長谷3017	山下 乙五郎
江津市桜江町長谷3017	安田 藤一
江津市桜江町長谷3017	松田 八助
江津市桜江町長谷3017	森下 為藏
江津市桜江町長谷3017	別所 三代松
江津市桜江町長谷3017	松田 権十郎
江津市桜江町長谷3017	別所 良藏
江津市桜江町長谷3017	樋口 定義
江津市桜江町長谷3017	田渕 舛吉
江津市桜江町長谷3017	田渕 亀朝
江津市桜江町長谷3017	多久 伊太郎
江津市桜江町長谷3017	谷川 岩藏
江津市桜江町長谷3017	工村 房吉
江津市桜江町長谷3017	釜瀬 茂
江津市桜江町長谷3017	賀戸 吉一
江津市桜江町長谷3017	大畑 喜十郎
江津市桜江町長谷3017	井津 忠五郎
江津市桜江町長谷3017	大橋 松太
江津市桜江町長谷3017	大賀 虎吉
江津市桜江町長谷3017	山根 善太
江津市桜江町長谷3017	工村 舛吉
江津市桜江町長谷3017	千代延 彦太郎
江津市桜江町長谷3017	湯浅 栄太郎
江津市桜江町長谷3017	山下 啓次郎
江津市桜江町長谷3017	田原 里治
江津市桜江町長谷3017	湯浅 憲長
江津市桜江町長谷3017	大賀 房五郎
江津市桜江町長谷3017	高原 松太郎
江津市桜江町長谷3017、3092	幸田 虎吉
江津市桜江町長谷3087、3089-1、3093、3094、3097	幸田 遺二
江津市桜江町長谷3110	工村 雅雄
江津市桜江町八戸1676-20、1683-2	大崎 照子
江津市桜江町八戸1733、1734-1、1734-2	樋口 アサヨ

島根県告示第320号

令和元年島根県告示第216号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の

相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を吉賀町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和元年10月25日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
鹿足郡吉賀町真田1820、1843	長峯 鉄也
鹿足郡吉賀町真田1842	無限責任七日市信用購買販売利用組合
鹿足郡吉賀町真田2039	宮本 岩太
鹿足郡吉賀町真田2039	無限責任七日市信用組合
鹿足郡吉賀町真田2039、2047－2、2048	広瀬 万寸良